

令和6年度 集団指導

～居住系サービス編～

～対象サービス～

- ・ 共同生活援助
- ・ 短期入所



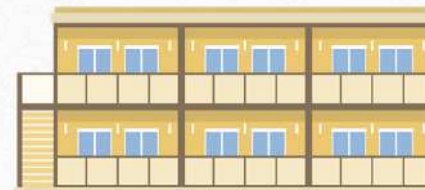
練馬区 福祉部 指導検査担当課
障害福祉サービス検査係





説明内容

- 1 地域との連携について～地域連携推進会議の開催～
- 2 非常災害対策について
- 3 関係法令等



1 地域との連携について ～地域連携推進会議の開催～

※ 短期入所は非該当



共同生活援助における支援の質の確保

背景

国の障害者部会報告書において

- ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
- ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。

共同生活援助における支援の質の確保

これを踏まえて...

令和6年度の改正において

- ・各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた地域連携推進会議を開催すること。
- ・会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること。

※外部の者による評価および実施状況の公表等(第三者評価)を講じている場合は、適用されない。(実施しない年度は除く)

※日中サービス支援型の協議会報告義務は、これまで同様

令和7年度から義務化

- 各事業所が自ら設置し、おおむね一年に一回以上開催する。
- 利用者およびその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者、区市町村の担当者等で構成する。
- 事業の運営に係る状況を報告する。
- 必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 上記の報告、要望、助言等について、記録および公表する。

※会議はウェブ会議システム等を活用も可能

※記録については、5年間保存が必要

※公表については、ホームページや広報誌、事業所内掲示等、多くの方が閲覧可能となるよう広く公表

事業所を見学する機会

【都条例155号第197条の7】

○構成員が事業所を見学する機会を、おおむね一年に一回以上設ける。

○複数の共同生活住居（サテライト含む）を設置している場合、住居ごとに、おおむね一年に一回以上、見学する機会を設ける必要がある。

※居室の見学については、利用者の了承を得た上で実施すること。

国の「地域連携推進会議の手引き」に詳しく掲載されています。

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

練馬区からのお知らせ

- 地域連携推進会議の練馬区職員の参画について

令和7年度以降、練馬区職員が参画予定

- 地域連携推進会議の開催予定について

令和6年度中に、会議開催予定を聴取します。

- 「練馬区版 マニュアル」について

令和7年2月をめぐに、各事業所に送付予定

ご協力お願いいたします



2 非常災害対策について



指摘事例 非常災害対策

条例：第74条

【主な指摘事項】

- × 居室にある利用者持ち込みカーペットが防災性能を有していない。
- × 避難経路に避難の支障となる荷物が置かれている。



- ➡ 利用者が持ち込むカーペットやカーテン等についても、防災性能を有するものを設置してください。

(赤字の **防 災** マークのついているもの)



- ➡ 確実に避難できるように、避難スペースの確保をするとともに、避難はしご等での避難シミュレーションや降りる場所の状況確認も忘れずに!!

参考：避難経路の確保について



階段



ろうか・避難口

【札幌市ホームページより抜粋】

参考：避難経路の確保について



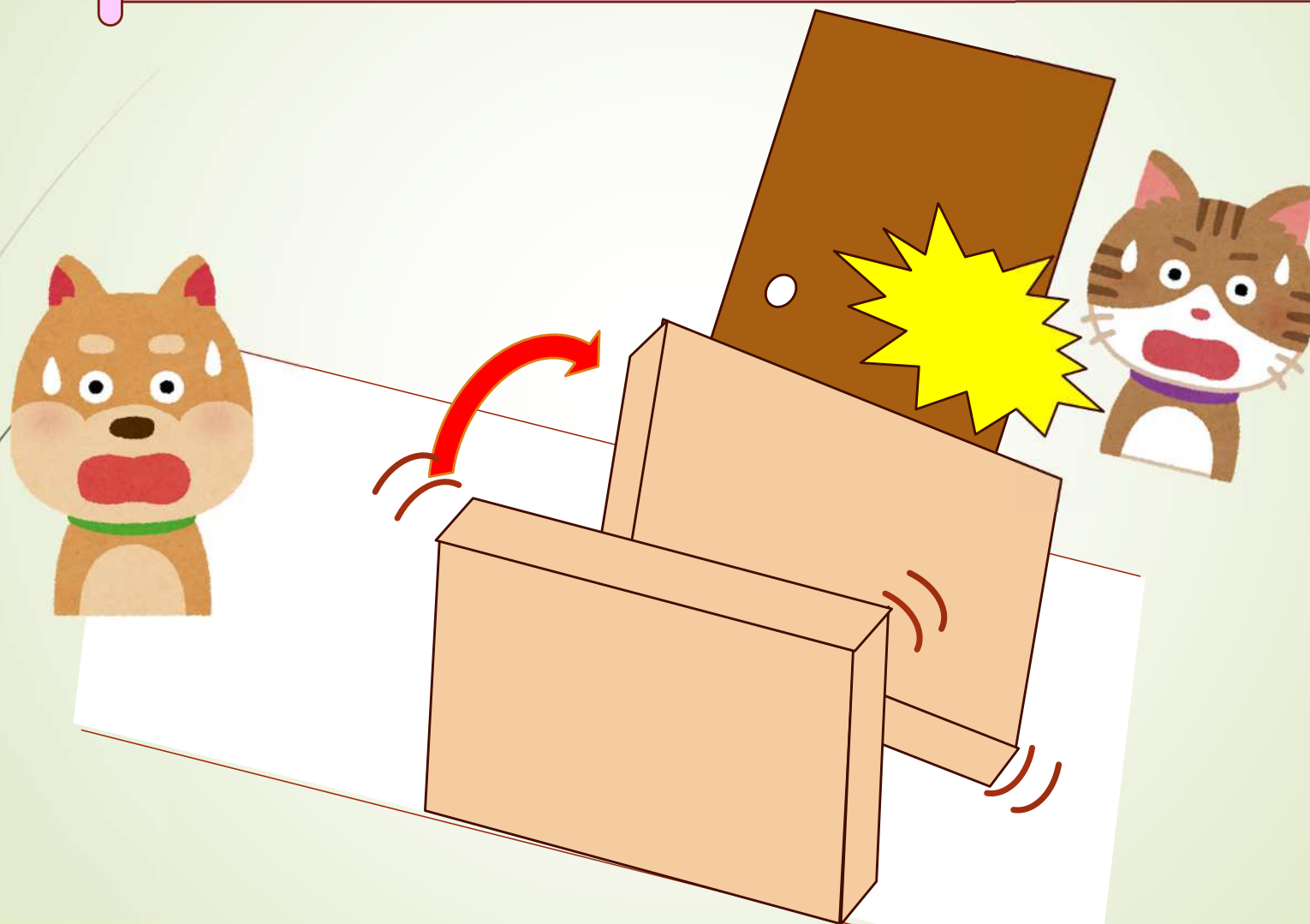
【東京消防庁ホームページより抜粋】

参考：家具類の転倒による被害

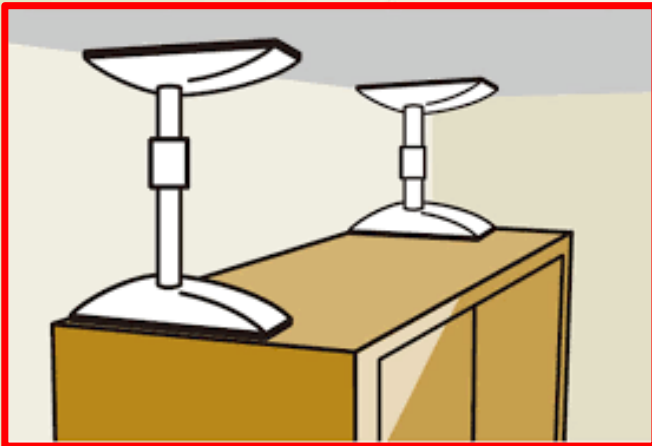


【東京消防庁ホームページより抜粋】

参考：家具類の転倒による被害



参考：家具転倒防止策



いつくるか分からない地震に備えて、自分の身を守るだけでなく、家族や大切な人を守るためにも、家具固定などの家具転倒防止対策（家具類の転倒・落下・移動防止対策）を定期的に点検しましょう!!

【東京消防庁ホームページより抜粋】 14

3 関係法令等①

～法令～

○障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

～指定基準・運営基準～

○東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【都条例 第155号】

○東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

施行規則【都規則 第175号】

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

3 関係法令等②

～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

～解釈通知等～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について【[障発第1206001号](#)】
- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて【[障発第1206002号](#)】

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律